

1 ごみ処理事業

(1) 令和3年度実績

ア 概要

排出状況

日数 (a)	計画区域			日平均排出量	
	世帯数	人口 (b)	総ごみ排出量 (c)	c / a = d	d / b
365 日	183,506 世帯	402,965 人	129,729 t	355 t	0.881 kg

収集運搬状況 (t)

ごみ種類区分	収集運搬区分	選別 リサイクルセンター	破碎 東部クリーンセンター	焼却			計	埋立 大杉	外部処理	
				掛洞プラント	衛生センター	資源化			その他	
普通ごみ	学校	委託業者	368				0		368	
		直営・委託業者	54,064		48,775	5,289	54,064			
	家庭系	直営・委託業者	19,274		11,570	7,704	19,274			
		直営・委託業者	2,450		2,450		2,450			
		計	75,788	0	62,795	12,993	75,788	0	0	0
		計	76,156	0	62,795	12,993	75,788	0	368	0
		1/311 日	245				0			
	粗大系ごみ	直営・委託業者	1,937	0	1,876		0		61	
		1/242 日	8				0			
	都市美化ごみ	直営・借上業者	496	0	116	245	380			
	1/149 日	3				0				
事業系ごみ (普通ごみ・粗大ごみ・その他)	許可業者	36,803		1,426	27,820	4,777	32,597		2,773	7
	1/365 日	101				0	0			
自己搬入ごみ	自己搬入	7,867	4	5,311	1,502	909	2,411		141	*1
	1/289 日	27				0	0			
ペットボトル	委託業者	2,475	2,475				0			
	1/261 日	9				0	0			
ビン・カン	委託業者	3,719	3,719				0			
	1/261 日	14				0	0			
乾電池	委託業者	110					0		110	
蛍光灯	委託業者	50					0		50	
食用油	委託業者	16					0		16	
発泡スチロール(白色トレイ)	委託業者	14	14				0			
プラスチック製容器包装	*2 委託業者	55	55				0			
ペットボトルのキャップ	委託業者	7	7				0			
小型家電リサイクル	直営	24					0		24	
年間総排出量計		129,729	6,274	8,729	92,362	18,814	111,176	0	3,543	7
収集量に含まないもの		2,780					0		2,773	7
年間総収集(処理)量		126,949	6,274	8,729	92,362	18,814	111,176	0	770	0
内訳	焼却処理	119,749	1,139	7,434	92,362	18,814	111,176			
	その他(売却・外部処理等)	7,200	5,135	1,295	0	0	0	0	770	0
	上記の内、破碎処理されるもの	8,301	7	8,294						

中間処理状況 (t)

リサイクルセンター		収集	6,274
対象量	前年度残	75	
	計	6,349	
2次処理	破碎	7	
	焼却	1,139	
売却	カレット	1,638	
	スチール	520	
	アルミ	499	
資源化	ペット	1,116	
	残渣硝子	656	
	プラスチック製容器包装	29	
処理 計	5,604		
稼働日数 (日)	261		
日平均処理量	21		
水分等処理	650		
未処理	95		

東部クリーンセンター (破碎施設)		収集	8,729
対象量	リサイクル搬出	7	
	前年度残	9	
計	8,745		
2次処理	焼却	7,434	
	破碎金属	856	
売却・資源化	選別金属	284	
	家電	151	
	処理 計	8,725	
稼働日数 (日)	255		
日平均処理量	34		
未処理	20		

対象量	焼却場			
	計	東部クリーン	掛洞プラント	衛生センター
収集	111,176	92,362	18,814	
選別後残渣	1,139	1,024	115	
破碎機搬出	7,434	7,434		
し尿処理後	955	955		
前年度残	2,343	1,220	1,123	
計	123,047	102,995	20,052	
焼却	122,831	103,772	19,059	
稼働日数 (日)	351	351	235	
日平均処理量	377	296	81	
搬出	灰成型品	13,905	11,497	2,408
	金属	725	725	0
計	14,630	12,222	2,408	
焼却減少率	88.1%	88.2%	87.4%	
水分等処理	-3,764	-3,774	10	
未処理	3,980	2,997	983	

最終処分状況 (t)

埋立	大杉		13,905
	計		13,905

資源分別回収事業 (t) (循環型社会推進課)

紙類	4,354
繊維類 (古着類)	331
金属類	108
ビン類	90
計	4,883

犬猫死体処理状況 (体)

犬	10
猫	1,151
その他	1,240
計	2,401

- *1 柳津資源ステーションの古紙・古着類の分
- *2 柳津地域は全品目実施。(環境部低炭素・資源循環課所管)
- *3 木田環境事務所のペットキャップは、新リサイクルセンター試運転用に保管のため搬出は「0」。売り払い金額についても「0」
また、ペットキャップ、発泡スチロール、白色トレイ、プラスチック製容器包装として一括処理

資源(有価)物取扱状況

品目	東部クリーン					リサイクルセンター					木田環境事務所											
	焼却場金属	破碎・選別金属	アルミ	スチール	カレット	ペット	残渣硝子	乾電池	蛍光灯	食用油	ペットキャップ	焼却場金属	破碎・選別金属	アルミ	スチール	カレット	ペット	残渣硝子	乾電池	蛍光灯	食用油	ペットキャップ
処理量(t)	725	1,140	499	520	1,638	1,116	656	110	50	16	0	725	1,140	499	520	1,638	1,116	656	110	50	16	0
金額(千円)	-7,015	14,424	56,991	7,521	764	17,371	-40,105	-16,702		175	0											0

品目	環境一課・低炭素・資源循環課					老洞		計
	発泡スチロール	白色トレイ	プラスチック製容器包装	古紙・古着	小型家電	老洞	計	
処理量(t)	0	0	29	141	24	0	6,664	
金額(千円)	0	0	0	304	5,795	0	39,523	

イ ごみ処理施設関係調査結果（令和3年度平均値）

一般廃棄物埋立地浸出水処理施設水質検査結果

検査項目	基準値 (処理水)	大杉埋立地		北野阿原埋立跡地		阿原沖埋立跡地		奥埋立跡地		佐野埋立跡地		則松埋立跡地	
		原水	処理水	原水	処理水	原水	処理水	原水	処理水	原水	処理水	原水	処理水
水素イオン濃度(pH)	5.8~8.6	11.0	8.2	11.1	7.5	8.7	7.5	7.6	8.0	7.9	8.1	6.9	7.0
生物化学的酸素要求量(BOD)	60mg/ℓ(日平均120)	1.3	1.0	6.7	1.2	1.6	2.4	2.7	0.8	1.0	3.4	1.0	1.1
化学的酸素要求量(COD)	90mg/ℓ(日平均120)	8.4	7.8	8.8	4.2	3.3	2.6	5.0	1.6	2.8	3.0	3.2	2.7
浮遊物質(SS)	60mg/ℓ(日平均150)	4	5	1 未満	3	1	3	2	1 未満	4	4	9	6
大腸菌群数	3,000個/cm ³	30 以下	30 以下	30 以下	30 以下	30 以下	30 以下	36	30 以下	30 以下	30 以下	83	30 以下
銅含有量	3mg/ℓ	0.04	0.02	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛含有量	2mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01	0.01 未満	0.01 未満	0.03	0.01	0.01 未満	0.01 未満	0.01	0.01
溶解性鉄含有量	10mg/ℓ	0.05	0.05	0.03	0.02	0.11	0.05	0.01	0.01	0.85	0.66	2.8	1.6
溶解性マンガン含有量	10mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01	0.03	0.04	0.03	0.02	0.01 未満	0.15	0.12	0.14	0.14
クロム含有量	2mg/ℓ	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満
カドミウム及びその化合物	0.03mg/ℓ	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
シアン化合物	1mg/ℓ	—	0.1 未満	—	0.1 未満	—	0.1 未満	—	0.1 未満	—	0.1 未満	—	0.1 未満
鉛及びその化合物	0.1mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
総水銀	0.005mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	—	0.0005 未満	—	0.0005 未満	—	0.0005 未満	—	0.0005 未満

排ガス測定結果

検査項目		基準値	東部クリーンセンター	掛洞プラント
排ガス組成	湿り排ガス量	*Nm ³ /h	48,200	34,100
	乾き排ガス量	*Nm ³ /h	40,600	20,200
	排ガス温度	*℃	183	171
	排ガス流速	*m/s	11.9	9.35
	水分量	*%	15.7	40.7
有害ガス濃度	酸素濃度	*%	11.5	10.6
	ダスト濃度	0.08g/Nm ³	0.004未満	0.003
	硫黄酸化物	□Nm ³ /h	0.025	0.24
	硫黄酸化物	*ppm	0.52	12
	K値	11.5	0.01未満	0.04
塩化水素(補正值)	700mg/Nm ³	29	46	
窒素酸化物(補正值)	250ppm	13	112	

(注)*の項目は基準値がありません。

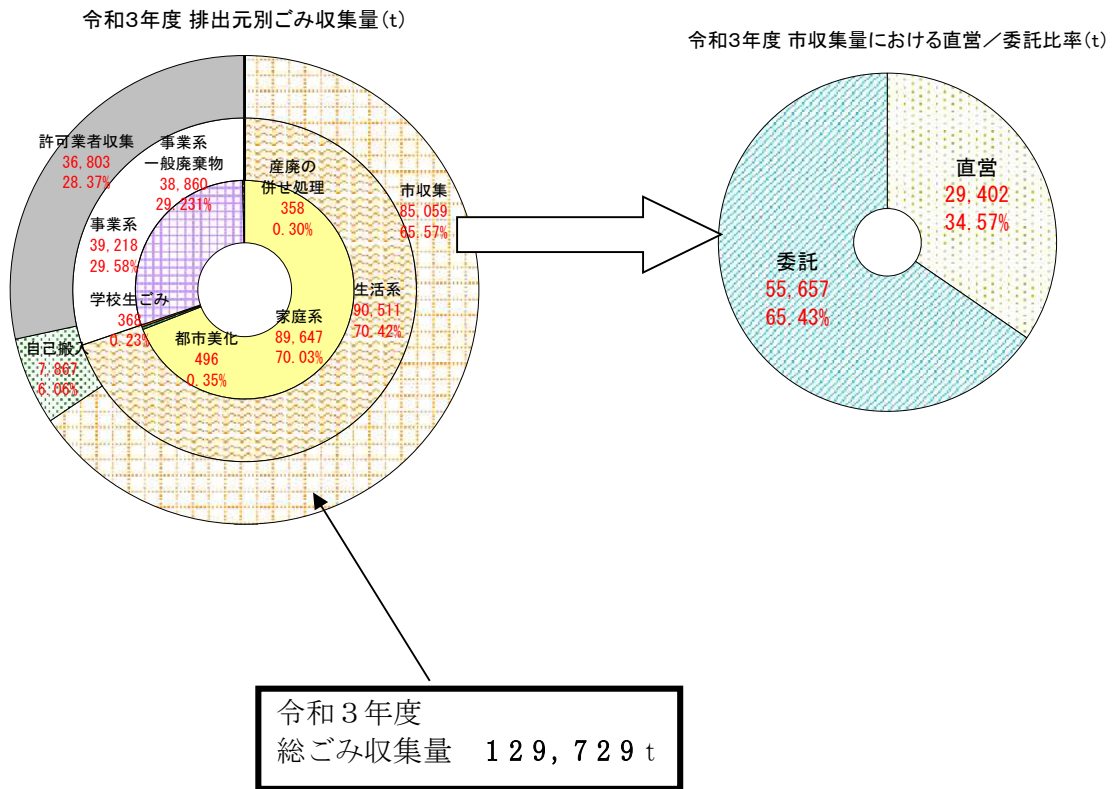
□の項目は排ガス量によって基準値が変わりますが、検査結果は基準値より大幅に下回っています。

大気測定結果

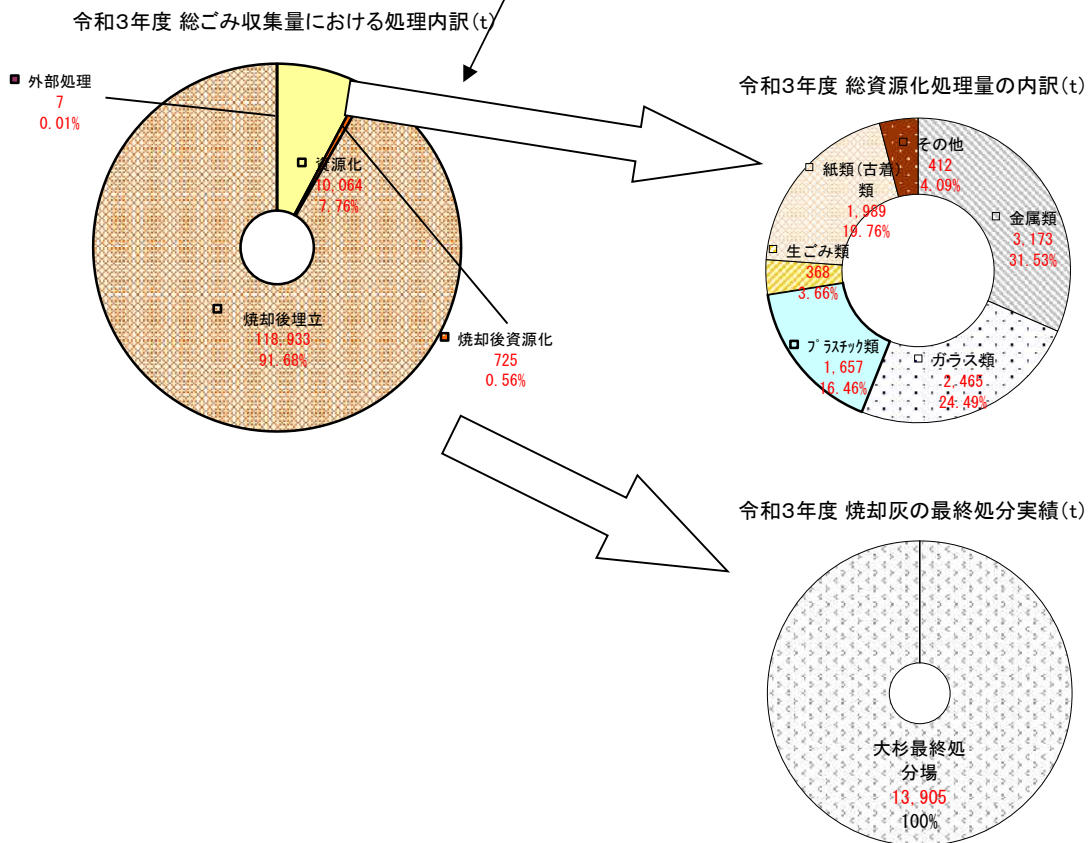
検査項目	基準値 (平均値)	東部クリーンセンター周辺			掛洞プラント周辺							
		地頭方中 公民館	東部 事務所	東部クリーン センター	伊洞 公民館	上籬倉 公民館	籬倉 公民館	奥 公民館	網代 小学校	岐阜本巣特 別支援学校	掛洞 プラント	
二氧化硫	0.04ppm	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
二酸化窒素	0.06ppm	0.005	0.003	0.004	0.003	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003
浮遊粒子状物質	0.10mg/m ³	0.009	0.008	0.009	0.009	0.008	0.008	0.011	0.009	0.006	0.006	0.01
降下ばいじん	*g/m ² /30日	2.2	1.4	2.2	1.2	1.1	1.0	0.8	1.7	1.1	1.1	0.9

(注) *の項目は基準値がありません。

ウ 排出元と収集体制



エ 発生したごみの最終的な処理

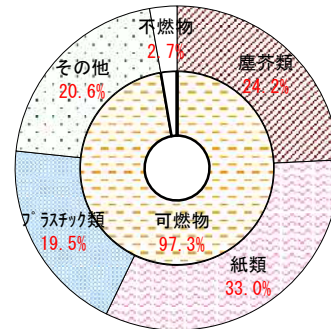


オ ごみの内訳

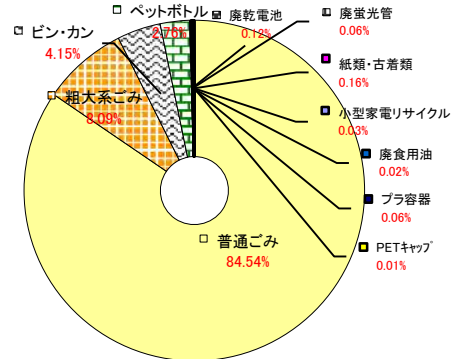
総ごみ内訳

品目	数量 (t)	割合 (%)
普通ごみ	111,176	85.70%
粗大系ごみ	8,790	6.78%
カン	1,381	1.06%
ビン	2,746	2.12%
ペットボトル	2,685	2.07%
小型家電リサイクル	24	0.02%
廃乾電池	110	0.08%
廃蛍光管	50	0.04%
廃食用油	16	0.01%
発泡スチロール	272	0.21%
プラ容器	55	0.04%
紙類・古着類	1,989	1.53%
生ごみ	368	0.28%
ペットボトルのキャップ	7	0.01%
鉄類	53	0.04%
木類	0	0.00%
実験動物死体	7	0.01%
計	129,729	100.00%

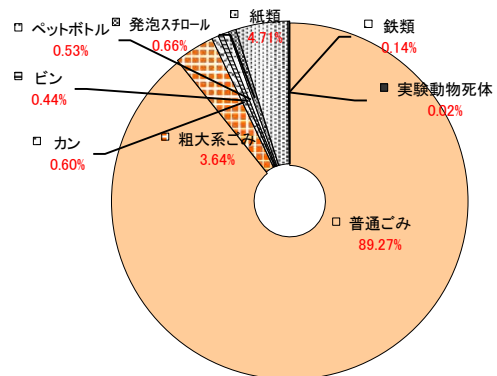
令和3年度 普通ごみの組成

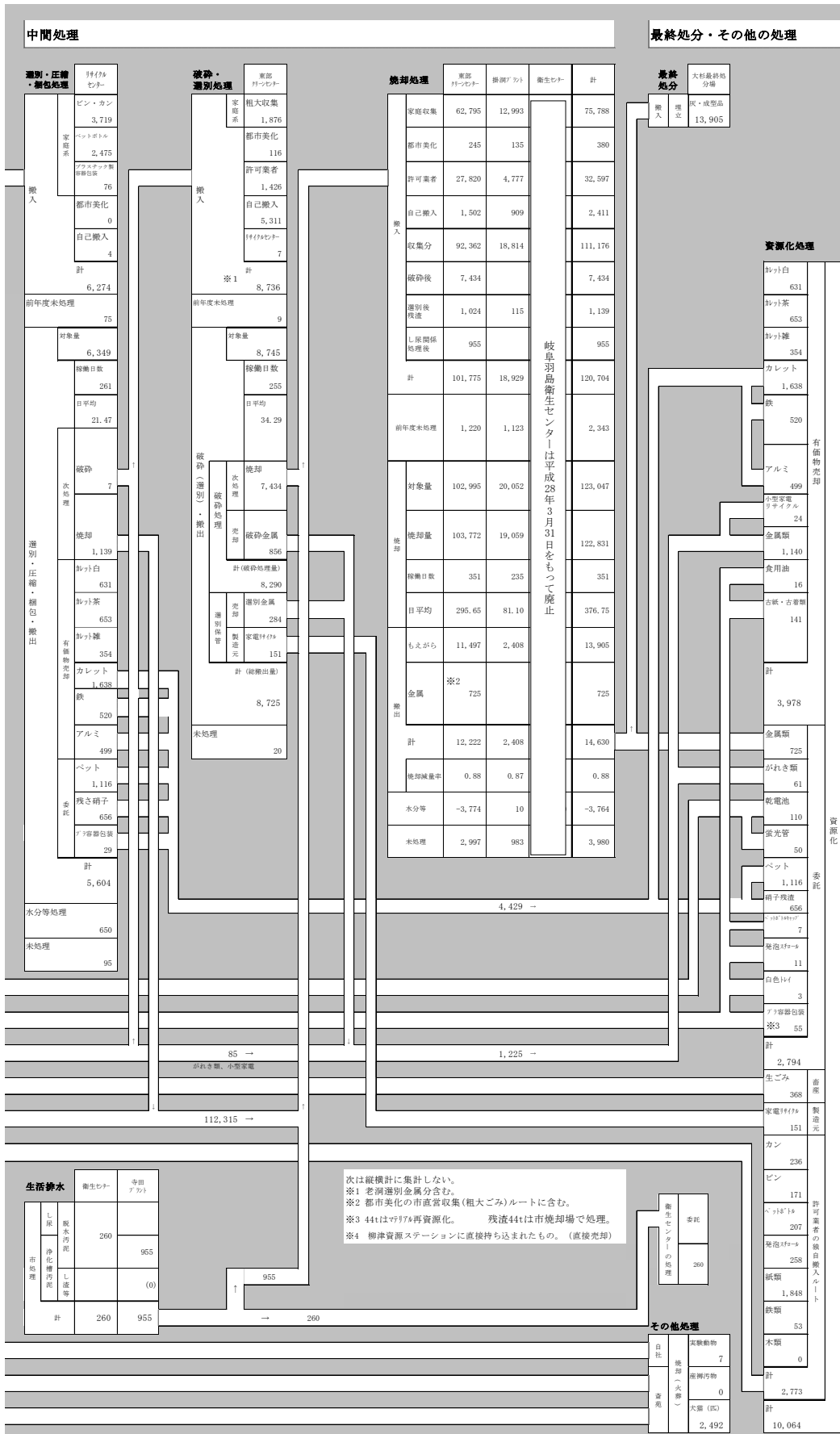


令和3年度 家庭系ごみ種別内訳(t)



令和3年度 事業系ごみ種別内訳(t)





(2) ごみ処理事業の概要

ア 組織体制

■組織体制の変遷

本市のごみ処理は、戦前、民間で行われていましたが、請負金が年々増加し財政的に事業継続が困難となってきたことから、昭和20年の戦災を契機に市の直営に移行し、民生部保健衛生課が担当となり、昭和29年清掃法の制定に伴い岐阜市清掃条例及び同規則が施行されました。

昭和30年代後半から40年代にかけての高度経済成長は、本市においてもごみ量の増大とごみ質の変化をもたらしました。急増するごみに対処可能な施設の整備を図る中で、昭和35年10月、衛生行政の統一強化と合理化のため、民生部保健衛生課は衛生部清掃課となりました。その後、昭和42年8月には民生局清掃部に昇格し、ごみ収集部門を清掃第一課、し尿収集部門を清掃第二課としました。

昭和58年4月には、ごみの資源化・減量化をさらに促進させるため、廃品回収として小中学校のPTAで実施していた集団回収活動に対し、市が自治会に奨励金を出し資源分別回収事業を発足しました。

平成に入ってもごみは増え続け、一方で環境への配慮がより重要視されるようになり、広報啓発活動を強化し、ごみの資源化・減量化により積極的に取り組むため、平成4年4月に環境一課内にリサイクル推進室を設け、平成10年度からはリサイクル推進課に分離独立しました。

平成7年度には、組織・機構の見直しにより側溝清掃を土木部へ移管し、平成8年4月から、普通ごみ収集をはじめとする収集業務の一部について民間委託を開始、平成11年度には委託業務範囲を拡大するとともに、祈年町環境事務所を廃止するなど業務の効率化を進めました。

平成12年4月の機構改革により生活環境部から環境部へと移行し、併せてし尿の事業規模縮小から環境一・二課を統一して環境事業課とし、全環境事務所を統括管理する体制になりました。

平成15年4月の機構改革により、課を廃止し室制をとる中で、元の環境部の機能を振り分け、ごみ処理部門に関しては環境事業部とし、資源化・減量化を推進するリサイクル推進課が人・自然共生部内の循環型社会推進室へと分離しました。

また、平成14年4月から羽島市の焼却ごみが岐阜羽島衛生センターへ、同年12月からは山口市(当時：山県郡)の焼却ごみが掛洞プラントへ搬入されることとなりました。平成21年12月からは山口市独自の施設が建設されたことに伴い、掛洞プラントへの搬入はなくなりました。平成18年1月から、柳津町との合併に伴い同区域の収集管理と南部地域のごみ出しルール啓発及び不法投棄対策強化のため、旧柳津町内に木田環境事務所南部グループを設置しました。さらに岐阜地域と柳津地域のごみ出しルールの統一を進めるため平成19年4月には南部環境事務所としました。

平成31年4月の組織改革により、環境事業部と自然共生部は再び環境部となり、循環型社会推進課は地球環境課と合併して低炭素・資源循環課となりました。

令和3年4月の組織改革により、環境事業課が、ごみ処理収集部門を担う環境一課と、し尿収集部門を担う環境二課(環境保全課の一部を統合)になりました。

そして、ごみ減量・資源化施策の中核を担う新リサイクルセンターの完成に伴い、令和4年4月に、環境一課内にあったリサイクルセンターが分離独立しました。

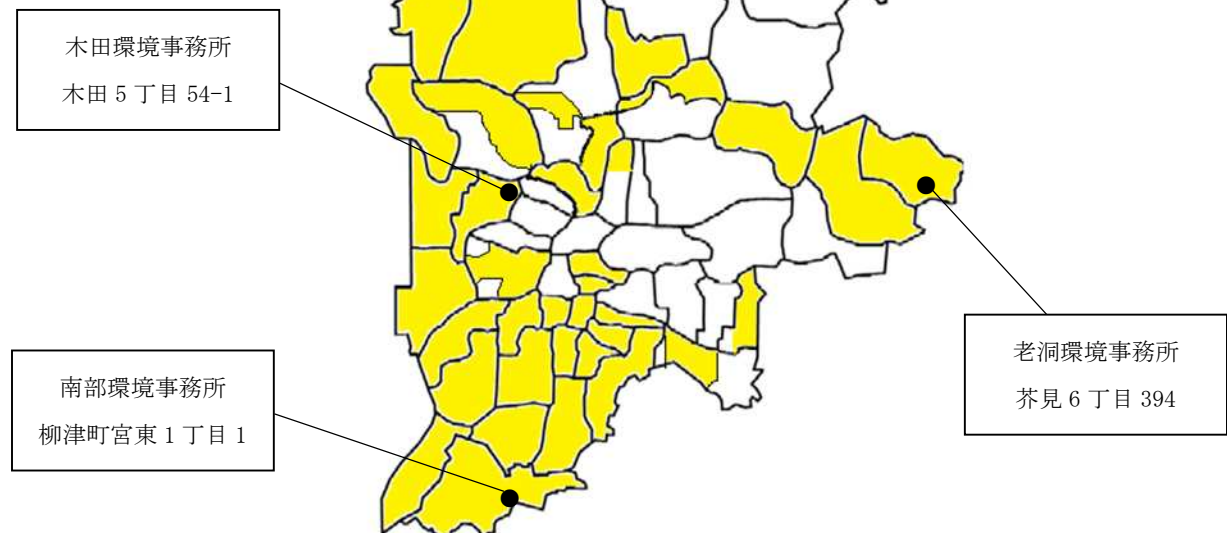
■一般廃棄物(ごみ)処理の体制と内訳(令和4年4月1日現在)

区分		排出		収集・運搬	処理・処分				資源化・再生利用	
		排出回数	排出場所		焼却	破碎	埋立 (焼却残渣)	圧縮・ 梱包		
生活系ごみ	家庭系※1	普通ごみ	週2回	地元ステーション	直営・委託	○		○		
		粗大ごみ/がれき類	随時	戸別		○	○	○	○	○
		ビン・カン・ペットボトル	週1回	地元ステーション	委託				○	○
		廃乾電池	随時	常設拠点	委託					○
		廃蛍光管					○			○
		廃食用油	月1回	移動拠点	委託					○
		プラスチック製容器包装	週1回	地元ステーション	直営・委託				○	○
	小型家電	随時	常設拠点	委託					○	
都市美化	普通ごみ/粗大ごみ/ビン・ペットボトル/カン/その他	随時	—	直営 ※一部借上	○	○	○	○	○	
事業系ごみ	公立学校	普通ごみ/粗大ごみ	※家庭系に準じる		直営・委託	○	○	○	○	○
		ビン・ペットボトル/カン						○	○	
		給食生ごみ	2週5回	戸別	委託					○
	事業所	普通・粗大ごみ	※許可業者との契約による		許可業者	○	○	○	○	○
ビン・ペットボトル・カン										○
その他(発泡スチロール、紙類等)										○
生活系・事業系	自己搬入ごみ	随時	—	排出者	○	○	○	○	○	

※1 大掃除、引越し等臨時・多量に出るごみは、収集運搬許可業者との個別契約を原則とする。

■家庭系ごみ収集区域

- 直営区域
- 委託区域



■一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可業者(令和4年4月1日現在)

許可番号	1	2	3	4	10
業者名	中日本クリーナー(株)	中部浄化工業(株)	(株)出倉商店	中島清掃(株)	(株)高島衛生
住所	岐阜市大菅北4-20	岐阜市北野西236	岐阜市日置江2-63	岐阜市栗野西7-179	岐阜市柳津町丸野4-80
許可条件	区域限定 網代・市橋(一部を除く)・鏡島・加納東(一部を除く)・加納西・木田・木之本・京町・金華・黒野・合渡・西郷・鷺山(一部を除く)・島・早田・城西・七郷・則武・本郷・本荘・明德の一部・徹明の一部	区域限定 藍川・芥見・芥見東・芥見南・華陽・長森南・長良・長良東・白山・三輪北・三輪南・徹明の一部	区域限定 茜部・厚見・市橋の一部・岩・鶉・日置江・三里・加納東の一部・徹明の一部	区域限定 岩野田・岩野田北・方県・常磐・長森北・長森東・長森西・長良西・梅林・日野・明德の一部・徹明の一部・鷺山の一部	区域限定 柳津

許可番号	6
業者名	(株)美濃ラボ
住所	海津市平田町今尾1195-1
許可条件	実験動物死体限定

■一般廃棄物処分業許可業者(令和4年4月1日現在)

許可番号	業者名・代表者氏名	所在地及び施設所在地	許可条件
11	(株)高島衛生 代表取締役 高島 大助	岐阜市柳津町丸野4丁目80番地	品目限定
		岐阜市柳津町丸野4丁目80番地	柳津区域で排出される発泡スチロール
12	則松工業(有) 代表取締役 村山 哲郎	岐阜市則松1490番地1	品目限定
		岐阜市則松2丁目245番2	資源化を目的とする剪定枝等 資源化(堆肥化)を目的とする刈草
13	(有)クリーン東海 代表取締役 桐山 真二	岐阜市六条大溝3丁目12番1	品目限定
		岐阜市大倉町5番地	資源化を目的とする剪定枝等
14	岐阜代用燃料(株) 代表取締役 石田 謙治	岐阜市茶屋新田字東堤外7番地の1	品目限定
		岐阜市茶屋新田字東堤外7番地の1	資源化を目的とする剪定枝等
15	(有)エコヤードギフト 代表取締役 西本 正敏	岐阜市雛倉877番地2	品目限定
		岐阜市大字雛倉字丸山877番地2	資源化を目的とする剪定枝等
16	玉田建設(株) 代表取締役 玉田 稲子	岐阜市大洞1丁目16番11号	品目限定
		岐阜市大洞4丁目142番地	資源化を目的とする剪定枝等
17	中部浄化工業(株) 代表取締役 山口 益良	岐阜市北野西236番地	品目限定
		岐阜市三輪勢引482番3	岐阜地域等で排出される発泡スチロール
18	中島清掃(株) 代表取締役 中嶋 昭司	岐阜市栗野西7丁目179番地	品目限定
		岐阜市太郎丸向良145番地の1	岐阜地域等で排出される発泡スチロール
19	中日本クリーナー(株) 代表取締役 井伊 典央	岐阜市大菅北4番20号	品目限定
		岐阜市江崎南4番28号	岐阜地域等で排出される発泡スチロール
20	(株)出倉商店 代表取締役 篠原 利彦	岐阜市日置江2丁目63番地	品目限定
		岐阜市日置江2丁目63番地	岐阜地域等で排出される発泡スチロール
21	(有)ブルーボックス 代表取締役 荒井 美津子	岐阜市本郷7丁目5番地	品目限定
		岐阜市秋沢2丁目147番1	資源化を目的とする剪定枝等

イ ごみ量・ごみ質

■ごみ量の推移

	市収集													民間収集		自己搬入		(単位:t)	
	普通ごみ	粗大ごみ ※1	ビン・カン	ペットボトル ※6	廃乾電池	廃蛍光管	廃食用油	廃プラスチック 白物トイ	その他プラ	ペットボトル キャップ	古紙類 古着類	家庭系 ごみ	都市美化 ごみ	学校ごみ (生ごみ) ※2	生活系 ごみ	事業系 ごみ ※3,4	生活系 事業系	計	一人一日 当たり 排出量 (単位:g)
H19	89,449	2,363	1,842	5,050	103	98	17	11	40		265	99,238	934	400	100,572	45,382	6,547	152,501	989
H20	87,484	2,783	1,643	4,958	100	93	17	10	32	11	※5	97,131	1,024	399	98,554	43,615	6,307	148,476	967
H21	85,610	1,812	1,654	4,913	102	95	18	13	29	15		94,261	949	389	95,599	41,964	6,421	143,984	938
H22	83,586	1,810	1,569	4,773	102	87	24	15	24	15		92,005	1,099	366	93,470	41,492	6,309	141,271	923
H23	84,558	1,760	1,538	4,675	96	86	22	11	23	18		92,787	858	357	94,002	42,298	6,337	142,637	932
H24	83,613	1,579	1,573	4,787	98	82	22	14	21	17		91,806	882	349	93,037	41,845	6,404	141,286	929
H25	82,777	1,678	1,591	4,862	95	78	22	14	21	14		91,152	939	345	92,436	41,288	6,729	140,453	927
H26	80,997	1,625	1,542	4,775	98	82	22	13	20	16		89,190	864	344	90,398	41,492	6,607	138,497	915
H27	80,078	1,562	1,378	4,859	94	76	22	13	21	15		88,118	713	338	89,169	41,817	6,635	137,621	911
H28	78,318	1,563	1,432	4,831	103	69	22	10	20	19		86,387	697	326	87,410	41,261	6,642	135,313	900
H29	77,877	1,603	1,476	4,697	108	63	22	10	20	18		85,894	630	313	86,837	41,282	6,886	135,005	902
H30	77,010	1,681	1,451	4,729	105	61	22	11	20	21		85,111	712	190	86,013	41,281	7,230	134,524	902
R1	76,532	1,756	1,451	4,738	104	60	16	11	20	21		84,693	517	237	85,447	40,476	7,643	133,566	897
R2	76,873	1,919	3,714	2,657	107	56	17	11	22	24		85,400	476	55	85,931	35,693	8,612	130,236	878
R3	75,788	1,961	3,719	2,475	110	50	16	14	55	7		84,195	496	368	85,059	36,803	7,866	129,729	881
4月	6,437	177	299	183	8	5	1	1	3	1		7,115	46	24	7,185	3,124	651	10,960	
5月	6,692	160	312	204	9	4	2	1	2			7,386	42	33	7,461	2,998	655	11,115	
6月	6,445	170	317	220	9	4	1	1	2	1		7,170	37	42	7,249	3,028	710	10,987	
7月	6,473	149	324	235	8	4	1	2	2	1		7,200	114	29	7,343	3,345	582	11,270	
8月	6,671	154	329	256	7	3	2	2	2	1		7,427	30	3	7,460	3,222	668	11,350	
9月	6,390	174	325	241	9	4	2	1	3	1		7,150	31	28	7,209	2,992	730	10,931	
10月	6,148	174	277	198	10	4	1	2	2	1		6,817	32	38	6,887	3,136	678	10,701	
11月	6,475	179	279	186	11	4	1	1	2			7,139	50	42	7,231	3,153	729	11,113	
12月	6,780	202	331	210	10	7	1	1	3			7,545	48	37	7,630	3,352	755	11,737	
1月	5,826	113	318	183	12	3	1	1	8			6,465	27	29	6,521	288	500	9,901	
2月	5,116	118	269	159	8	3	1	1	11			5,686	12	35	5,733	2,526	495	8,754	
3月	6,335	190	340	200	9	5	2		15			7,096	27	28	7,151	3,047	713	10,911	

※1 粗大ごみには「小型家電リサイクル」を含む（平成26年度以降）。

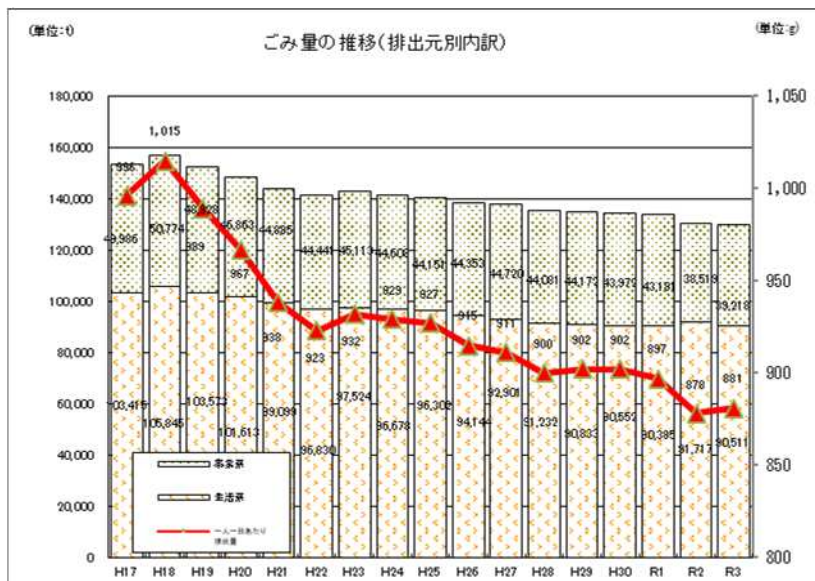
※2 学校(市立)ごみは、本来事業系ごみであるが、収集形態上生活ごみに含む。

※3 事業系ごみには「併せ産廃」を含む。

※4 事業系ごみのうち、ビン、カン以外の資源ごみ及び実験動物死体、産褥汚物の収集量は、平成13年度から計上。

※5 古紙・古着類（柳津地域）は平成19年度までは行政収集していたが、平成20年度より資源分別回収事業へ移行。

※6 令和元年度まではビンとペットボトルをあわせて集計。



■ごみの組成調査結果の推移

①普通ごみ

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
成分	可燃物 (%)	53.8	54.4	55.3	52.1	56.1	56.8	58.8	49.0	56.0	
	水分 (%)	41.1	40.0	39.1	42.1	38.5	38.1	36.6	42.4	38.1	
	灰分 (%)	5.1	5.7	5.6	5.9	5.4	5.0	4.6	8.6	6.0	
見かけ比重 (t/m ³)		0.155	0.146	0.145	0.149	0.144	0.143	0.149	0.143	0.140	
低位発熱量 (kcal/kg)	計算値	2,243	2,208	2,254	2,093	2,294	2,328	2,423	2,010	2,290	
	実測値	2,253	2,255	2,185	2,076	2,258	2,203	2,526	2,470	2,675	
湿 物 重 量 (%)	可燃物	紙類	36.0	32.3	34.1	30.5	36.1	34.4	36.7	35.3	33.0
		布類	5.8	6.6	4.7	5.1	6.2	4.5	7.1	5.1	5.2
		木・竹・わら類	11.2	16.0	10.7	13.8	16.9	12.5	10.4	7.3	14.7
		プラスチック類	19.0	15.5	18.6	18.0	15.0	18.6	18.7	22.3	19.5
		ゴム・皮革類	2.6	0.9	1.5	0.8	1.7	0.9	0.8	0.0	0.7
		厨芥類	23.3	26.5	27.4	28.8	21.7	27.6	25.1	19.0	24.2
	不燃物	ガラス類	0.2	0.5	0.5	1.0	0.4	0.4	0.2	1.5	0.6
		陶器・石類	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.1	0.5	0.1
		雑物(5mm未満)	0.3	0.4	0.7	0.7	0.7	0.4	0.2	1.4	0.3
		雑物(5mm以上)	0.8	0.6	1.0	0.7	0.5	0.3	0.4	5.4	1.2
		磁性金属類	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	1.3	0.3
		非磁性金属類	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.1	0.9	0.3

東部クリーンセンター及び掛洞プラントのピットから年4回採取し分析した平均値

②直接搬入ごみ(事業系)

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
低位発熱量 実測値 (kcal/kg)		3,038	3,735	3,873	2,755	3,235	2,670	2,458	2,100	3,190
乾物重量 (%)	紙・布類	57.9	55.3	63.5	62.4	50.5	54.4	50.7	39.3	37.7
	プラスチック・皮革類	26.0	40.5	24.2	21.0	26.1	29.4	26.7	24.1	20.2
	木・竹類	11.4	4.0	5.0	9.8	15.3	9.4	5.1	14.5	30.3
	厨芥類	2.6	0.0	1.6	4.5	1.6	3.5	12.4	7.5	4.9
	不燃物	2.4	0.2	5.7	2.3	6.6	3.5	5.2	14.6	7.0

東部クリーンセンターのピットから年4回採取し分析した平均値

③粗大ごみ

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
乾物重量 (%)	紙類	5.8	9.1	12.0	4.0	9.9	10.6	5.2	7.3	4.8
	布類	24.3	28.3	22.8	23.8	18.7	21.4	17.5	18.5	27.9
	木・竹・わら類	46.4	33.5	27.7	37.8	37.3	33.2	42.5	33.5	19.0
	プラスチック類	11.3	14.8	18.6	16.4	15.4	21.1	15.1	16.4	20.3
	ゴム・皮革類	2.5	0.2	5.8	1.4	5.5	0.2	1.2	0.1	1.4
	ガラス類	0.4	1.1	0.8	2.3	2.9	2.5	1.6	7.3	1.0
	陶器・石類	1.0	0.5	1.2	4.6	2.6	1.3	3.7	3.7	0.9
	雑物その他	6.4	5.2	7.0	6.0	4.3	6.1	5.0	11.2	19.6
	磁性金属類	1.0	3.1	2.9	2.1	2.2	3.0	5.2	1.3	4.0
非磁性金属類	1.0	4.3	1.4	1.7	1.2	0.8	2.9	0.7	1.3	

東部クリーンセンターのピットから年4回採取し分析した平均値

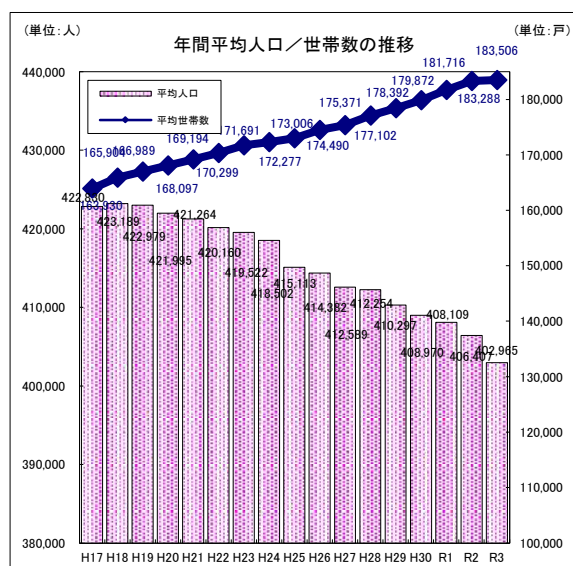
※割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

ウ 排出～収集・運搬

ごみは大別して生活系・事業系に分けられます。排出者の自己処理(処理施設への持ち込みを含む)のほか特殊な場合を除いて、生活系ごみは行政収集を、事業系ごみは自己搬入または民間収集をそれぞれの基本的な収集運搬体制としています。

また、生活系のごみが全体の約2/3を占めることから、市の人口/世帯数の動向はごみの発生量に大きく影響します。

平成18年1月に柳津町と合併したことにより、平成18年度に本市が計画管理するごみ量は、全体では3,218t増加しました。



《生活系ごみ》

■家庭系ごみ

①普通ごみ

昭和43年4月に、それまで使用していた手引き車を全面廃止し、軽四輪車に切り換えるなど積み込み作業の近代化を行い、収集体制を整えるとともに、全市の約70%を収集範囲とし、昭和44年9月には試験的に袋収集を実施しました。

昭和46年4月、ごみ処理事業の効率的運営を図るため、清掃事務所別収集区域を確立し、同年10月にはごみ収集手数料を無料化し、また、収集区域の拡大にあわせ

てより衛生的で効率的な袋類収集とステーション方式の導入を図りました。

昭和48年にかけて週2回の普通ごみ収集を全市域に拡大し、また、事業系一般廃棄物の収集に許可業者制を導入するなど、ほぼこの時期に現行のごみ収集システムが形成されました。

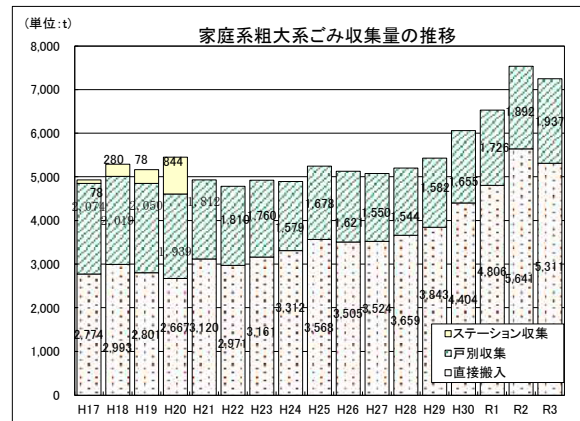
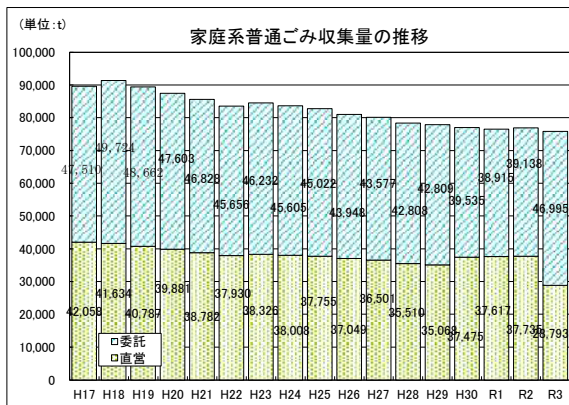
平成8年4月から、収集・運搬について、一部民間委託を行い、各環境事務所の監督のもと、市の直営事業と同様の収集を行っています。当初、市内を3区域に分割し、それぞれに環境事務所を設置して収集を行っていましたが、平成11年度には折年町環境事務所を廃止し2事務所体制にするとともに、委託の割合を増やしました。

平成10年2月から、ごみ減量や資源化のための分別排出を一層進めるために啓発シール(イエローカード)制度を取り入れ、さらに平成12年4月からは、透明袋による収集を開始しました。こうした施策の成果として、ごみの排出が一旦は大幅に抑制されましたが、平成13年度には廃棄物処理法の改正による野外焼却の禁止に伴い、潜在していた剪定枝などのごみが排出されるなど、ごみ収集量は再び増加に転じました。

ごみ処理の適正化・減量化・資源化といったことのみならず、収集車両にもより環境への配慮が求められるようになり、従来の軽油で走るディーゼル車に代えて、平成13年度にはLPガスと天然ガス燃料で走行するパッカー車を導入しました。令和2年度ではLPガス車1台、低排気ガスのディーゼル車15台、計16台が稼働しています。

また、祝日法の改正により、月曜日に祝日が多くあてられるようになったことから、収集地域間の不公平を解消するために、平成14年12月より、普通ごみの祝日収集を開始しました。

☆令和3年度収集量は75,788tで前年度より1,085t減少しました。



-粗大ごみ受付センター-
 ● Tel 058-243-0530
 ● Fax 058-267-4458

②粗大ごみ

昭和40年の岐阜国体開催を契機に、当時の収集体制では適正処理が困難であった家具等の耐久消費財等に対し、都市美化推進と称して校区単位で年1～2回の収集を始めました。昭和47年には年2回、翌48年には年3回の体制となり、ニーズに沿った計画収集を展開してきました。

平成10年10月からは、収集方法を電話申込みによる戸別収集又は自己搬入に変更し、それに伴い有料化を開始しました。制度開始の直前の1年間は駆け込み排出で一時的に排出量が増加しましたが、翌平成11年度の収集量は前年度の2割以下に減少しました。

平成13年4月から「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」の施行に伴い、小売業者の引取り義務のない法対象品目を、粗大ごみの収集体制で収集し、製造業者指定の引取場所へ運搬を始めました。

さらに平成15年10月から「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」に基づくPCリサイクルが開始され、殆どのパソコンはメーカーがリサイクルすることとなりました。

☆令和3年度は1,937t(自己搬入分を含めると7,248t)の粗大ごみを収集・処理しました。

③小型家電リサイクル

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」に基づき、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの再資源化を促進するため、平成26年8月から「岐阜市小型家電リサイクル」として、携帯電話やノートパソコン、デジタルカメラなど16品目の回収を始めました。平成28年1月には、対象品目を28品目に、平成30年4月から回収カ所を5カ所増やして、13カ所に拡大しました。

また、平成29年4月からは、月1回公民館等での回収を開始しました。
 ☆令和3年度は24tを回収しました。

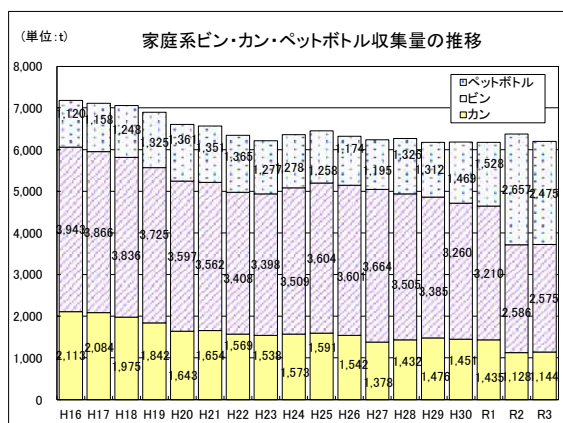
④ビン・カン・ペットボトル

普通ごみに混入している有価物を分別し資源化するために、昭和62年4月から従来の週2回の普通ごみ収集のほかに、月2回のビン・カン分別収集を開始しました。

さらに平成9年4月、岐阜市リサイクルセンター(処理能力53t/日)が稼働し、収集体制もビン・カンにペットボトルを加え、月2回から週1回収集としました。また、平成18年1月からは祝日収集を始めました。ビン・ペットボトル収集は民間委託、カンは直営による収集体制としていま

したが、令和2年4月からカン収集も委託しました。この委託に併せてビン・ペットボトルの同一袋排出を別々の袋とするごみ出しのルールの見直しを行ったほか、一部地域については排出曜日の見直しを行いました。

☆令和3年度はビン・カン・ペットボトルを合わせて6,194tを収集しました。重量的には減少しているものの、重いビン類から軽量のカンやペットボトルへのシフトが進み、さらにペットボトルも軽量化が進んでいることから、本数としては増加傾向にあります。



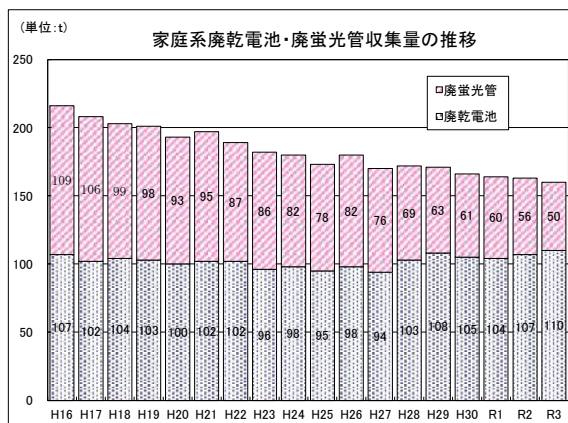
⑤廃蛍光管

廃蛍光管は有害物質である水銀を含んでいるため、平成4年9月から市内16カ所、平成5年11月からは公民館等53カ所（柳津地区との合併後は54カ所）の常設ステーションに専用回収箱を設置して分別収集し、収集した廃蛍光管は破砕機で破砕し、民間業者に委託し処分しています。☆令和3年度は50tを収集・処理しました。

⑥廃乾電池

有害物質である重金属を含む使用済乾電池は、昭和60年7月から年3回の粗大ごみ収集時に各ステーションに専用コンテナを用意して分別収集をしてきましたが、粗大ごみを戸別収集に変更した平成

10年10月からは廃蛍光管と同様、常設の拠点収集方法に変更しました。処理は公害防止及び有用資源リサイクルを促進するため、民間業者に委託し処分しています。☆令和3年度は110tを収集・処理しました。



⑦廃食用油・発泡スチロール（白色トレイ）
ノペットボトルのキャップ

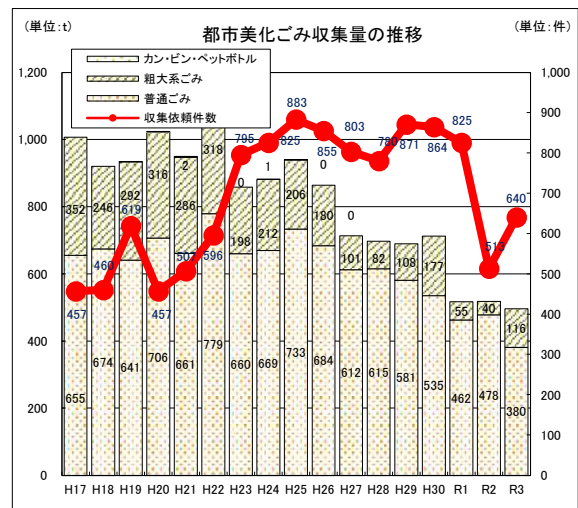
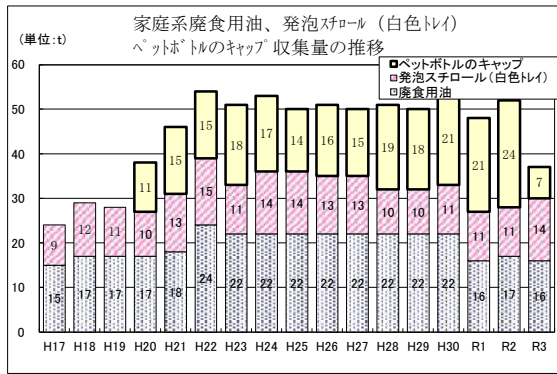
平成16年10月より、さらなる分別を図るため廃食用油、発泡スチロール（白色トレイ）の分別収集を開始し、各地域で指定した公民館等の施設（全52カ所）で毎月1回、午前7時から午前11時の間で、作業員が立ち会って収集しています。

また、平成20年度からはペットボトルのキャップの分別収集を開始しました。

廃食用油・ペットボトルのキャップは売却し、発泡スチロール・白色トレイは民間業者に委託し、再資源化しています。

令和4年4月からプラスチック製容器包装の分別収集の開始に伴い、ペットボトルのキャップ・発泡スチロール・白色トレイは、週1回ステーション方式で収集されることになりました。

☆令和3年度は廃食用油を16t、発泡スチロール（白色トレイ含む）を14t、ペットボトルのキャップを7t収集し、再資源化しました。



⑧プラスチック製容器包装

資源ごみのリサイクルを、さらに推進するため、令和4年4月に新リサイクルセンター（処理能力46.1t/日）を稼働するとともに、プラスチック製容器包装の分別収集を開始しました。普通ごみに混入しているプラスチック類の資源化を図るため、「容器包装リサイクル法」に基づき、一般家庭を対象に週1回ステーション方式で、直営及び民間委託による収集体制としています。

■都市美化ごみ

ボランティア等による長良川清掃や町内清掃等によって集められたごみは、その性質上、通常の家系ごみの収集体制では適正な対応ができないため、通常収集とは別の車両で収集にあたっています。町内清掃等の場合、あらかじめ自治会等から申し込まれたものを対象としています。

近年では、自治会の清掃活動に加え、「ごみゼロ運動」や「クリーンシティぎふの日運動」などといった広域的な清掃ボランティア活動も年々盛んになり、都市美化収集に対するニーズは拡大しています。

☆令和3年度は640件の依頼件数があり、496tを収集しました。

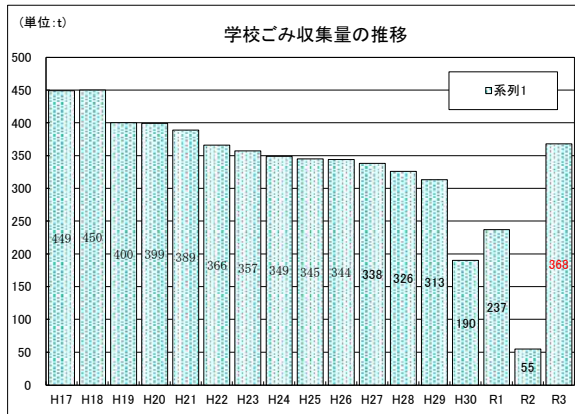
岐阜市まちを美しくする条例

市民と市とが連携して環境美化の促進を図ることを目的に、平成11年3月に制定され、それにあわせて5月30日（ごみゼロの日）、11月の第3日曜日（クリーンシティぎふの日）が環境美化の日に位置づけられました。

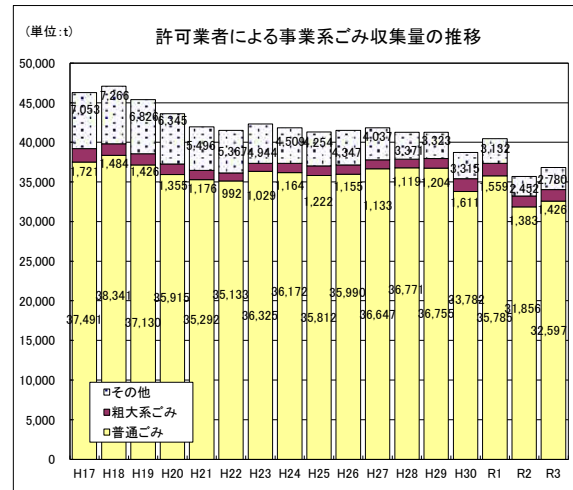
■学校ごみ

市内公立小中学校等の給食残渣類は、市直営の学校ごみ専用車による普通ごみ収集として行っていましたが、平成11年4月よりリサイクルを目的とした生ごみの分別収集を開始し、平成12年4月より収集業務を委託しました。それに伴い、生ごみ以外の普通ごみについては専用収集車を廃止し、ステーション方式により家庭系ごみと同様に市が収集しています。（※収集形態上生活系ごみに位置づけています。）

☆令和3年度は、生ごみ368tを収集し、市畜産センター内の堆肥化施設「エコプラント椿」で資源化処理されました。



令和2年7月13日から令和3年3月1日までは、改修工事でエコプラント椿が一時使用できなくなったため、東部クリーンセンターで焼却（焼却分は含ま



《事業系ごみ》

■事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、原則として排出者が自らの責任において適正に処理しなければなりません（廃棄物処理法第3条「事業者の責務」）。

事業者が自らの能力で適正処理できない場合は、自分で処理施設へ持ち込むか、事業者と市から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者との間で収集・運搬の契約を結ぶことで、適正処理を行っています。許可業者が標準的なごみ質の普通ごみを収集運搬する場合の料金は、指導価格として12円/kg（税抜）を原則としています。但し一般家庭から排出される一般廃棄物と合わせて週標準量50kgかつ収集回数週2回を超えない場合は、家庭系普通ごみに準じて市が収集しています。

いずれも、市の処理施設へ搬入される事業系ごみについては、家庭系ごみ出しのルールに基づくうえ、紙類等の積極的なリサイクルや産業廃棄物との区別等、より厳しい管理が排出事業者にも要求されます。

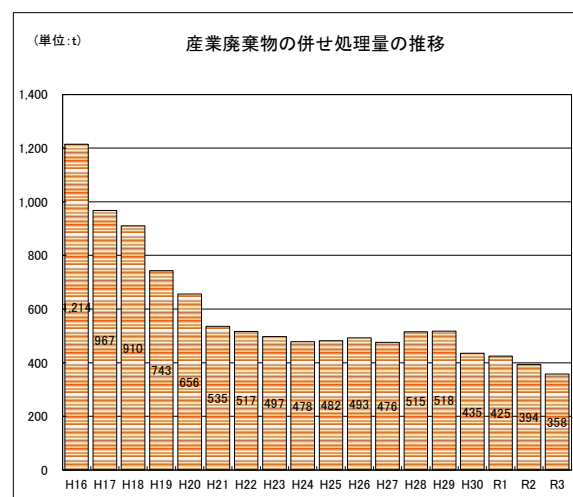
☆令和3年度の事業系ごみ総収集量は、39,218t（併せ産廃含む）で、うち許可業者の収集分は36,803tでした。

■産業廃棄物の併せ処理

（産業廃棄物→64ページ）

本来、市の焼却場は一般廃棄物を処理する施設ですが、産業廃棄物のうち繊維類・紙類・木類・動植物性残渣については少量排出者に限り搬入を認めています。なお、平成17年7月搬入分から処理料金を1.25円/kgから1.1円/kgに改正しました。

☆令和3年度は、2施設で、358tの産業廃棄物を処理しました。



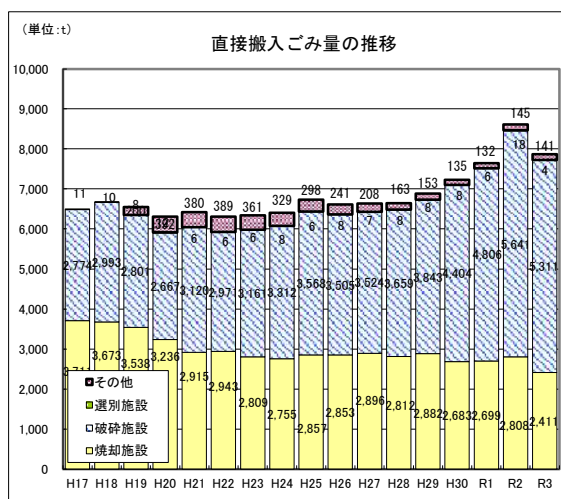
《その他の収集形態》

■直接搬入ごみ

市民が引越しや大清掃、庭の剪定などによる一時多量ごみ(可燃物)をまとめて処分したい場合、もしくは市内の事業者が許可業者を利用せずに自らの一般廃棄物を処分したい場合は、環境一課の窓口で期限を定めた搬入承認を受け、直接自分で焼却施設へ搬入することができます(但し曜日・時間指定有り)。平成10年8月からは、単発的なものについては電話による受付も行っています。

ただし、紙ごみのように、予め分別しておくことで容易にリサイクルできるものについては、できる限り専門処理業者へ持ち込んでいただくよう、随時協力を呼びかけています。

粗大ごみについては、平成10年の制度変更により、持ち込み施設への自己搬入が可能になりました。その後、平成18年4月に東部粗大ごみ自己搬入施設、平成21年4月に南部粗大ごみ自己搬入施設、平成24年4月には北西部粗大ごみ自己搬入施設が稼働を開始し、市民は3ヵ所の粗大ごみ自己搬入施設から選択できるようになったため利便性が大幅に向上しました。☆令和3年度の直接搬入量は、全施設合わせて7,867tでした。



エ 処理・処分

《中間処理》

■焼却処理

昭和30年代、特別清掃地域の拡大と人口増加により、昭和27年は40tであったごみ排出日量が、5年後の昭和32年には77tと急増したことに對し、昭和33年4月に祈年町焼却場の増設、昭和35年6月に折立焼却場の新設、そして昭和37年2月には同施設の増設等で対処し、さらに昭和40年2月、処理能力100t/日の衛生センターごみ焼却場(岐阜市羽島郡衛生施設組合(当時))を建設し、施設の整備拡充を図りました。

昭和45年4月、老洞焼却場(処理能力300t/日)を建設しました。さらに昭和54年3月には掛洞プラント(処理能力300t/日)が完成したことにより、市全体の焼却処理能力は、435t/日から675t/日に拡張し、可燃ごみの全量焼却体制が整いました。その後衛生センターへの本市の持ち込み分を60t/日と計画変更したことにより、昭和60年から660t/日体制となりました。

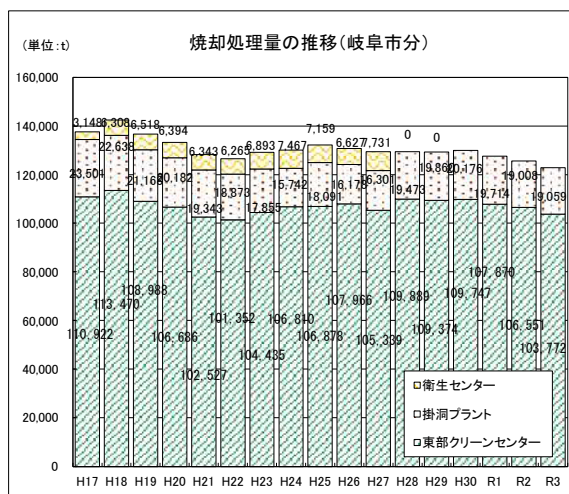
平成4年度から、衛生センター焼却施設の老朽化に伴い焼却能力180t/日の施設建設に着手し、平成7年に完成したことにより本市の持ち込み分は75t/日に計画変更されました。

平成10年4月には、老朽化した老洞焼却場に代わり、処理能力450t/日の東部クリーンセンターが稼働を開始しました。これに併せて、同年、掛洞プラントでは排ガス中のダイオキシン類を恒久対策基準である1.0ng-TEQ/m³N以下にするため、1号炉の排ガス対策工事を実施し平成11年1月に2号炉は休止としました。

広域行政の推進とともに、平成14年4月から衛生センターにて羽島市のごみを、同年12月から掛洞プラントでは山県郡

(現山県市)のごみをそれぞれ処理(山県市のごみは平成21年11月終了)するなど、近年において市内の焼却施設の総処理量は増加してきている一方で、衛生センターでの本市処理分を年間3,000tに抑える計画に変更しました。平成18年1月1日に柳津町と合併したことにより、衛生センターで処理する岐阜市分のごみは、約6,000tに増えました。なお、平成27年度末をもって、衛生センターごみ処理施設の稼働を停止しました。

☆令和3年度の焼却処理量は、2施設合わせて122,831tで、1日あたりの平均処理量は377tでした。また、総収集量129,729tのうち、最終的に焼却処理の対象となる量は123,047tで全体の約95%を占めています。



■破砕処理

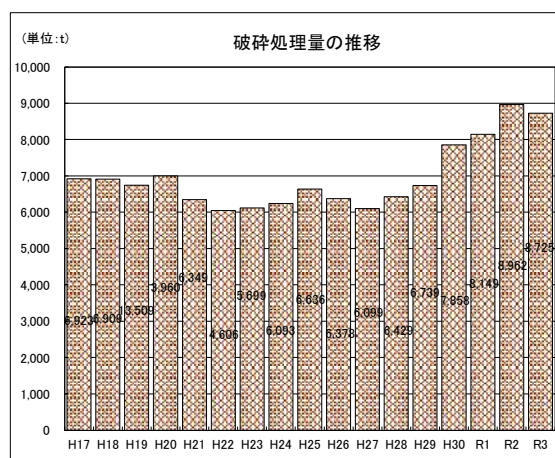
当初、粗大ごみは、最終処分場への全量埋立を行っていましたが、昭和54年4月に粗大ごみの中間処理施設として掛洞プラントに回転ハンマー式破砕機を併設(処理能力100t/5h)したことにより、家庭から出る家具、電化製品、家庭用品類等は概ね破砕処理してきました。

平成10年4月からは、老朽化した掛洞プラントに代わり、東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設(処理能力60t/5h)

の稼働を開始しました。しかし、平成27年10月に発生した火災事故の影響により処理施設は稼働を停止したため、移動式破砕機を設置して暫定的なごみ処理をしながら、処理施設の復旧工事を進めました。

令和3年3月に復旧工事が完了し、新たな粗大ごみ処理施設(処理能力30t/5h)による処理を開始しました。

☆令和3年度は8,725tを処理し、1,140tの金属類を回収、売却しました。



■資源化処理(選別・圧縮梱包)

昭和62年4月からのビン・カン分別収集事業開始に伴い、同年3月に処理能力20t/日の奥資源化センター(カンの選別・プレス場)を竣工しました。

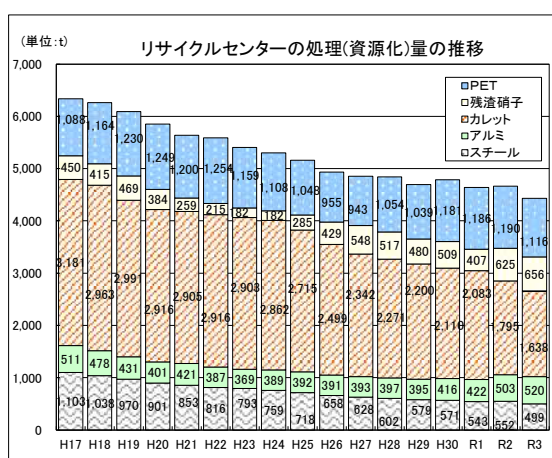
平成9年3月には「容器包装リサイクル法」の施行に併せ、奥資源化センターに代わる処理能力50t/日(平成12年度から52t/日、平成26年度から53t/日)の岐阜市リサイクルセンター(ビン・カン・ペットボトルの選別・プレス場)が完成し、4月からの稼働開始に伴いペットボトルの分別収集事業を開始しました。

岐阜市リサイクルセンターへ搬入されたビン・カン・ペットボトルは、破袋、選別(→各色ビン(カレット)・ペットボトル・スチール・アルミ・他)、圧縮・梱包の一連作業を行っています。

☆令和3年度は5,604tを処理し、うち4,429tを資源化しました。

ここで選別及び圧縮・梱包した金属やカレットについては、競争入札により売却しており、ペットボトルや硝子残渣は外部へ再生処理業務を委託しています。

なお、施設の老朽化や近年のペットボトルの消費量の増加に対応するため、新リサイクルセンターの整備を進め、平成28年度基本計画を策定し、平成30年度に工事に着手、令和4年3月に完成しました。



《最終処分》

■埋立

掛洞プラントの建設に伴い、昭和53年度に、岐阜市北西部の佐野に埋立容量126,000m³、北東部の阿原沖に埋立容量117,000m³の最終処分場を建設し、污水处理施設を建設した後、昭和54年4月から埋立てを開始しました。

昭和61年3月には佐野最終処分場の埋立完了(昭和63年3月)に備え、容量158,000m³の奥最終処分場を建設しました。さらに平成2年度には、阿原沖最終処分場を増設(容量117,000m³→163,000m³)し、増え続けるごみ(灰)量に対応すべく既存設備の充実を図る中で、平成9年3月には奥最終処分場の、また、平成10年3月には阿原沖最終処分場の埋立てを順次完了しました。

平成7年3月には、阿原沖一般廃棄物最終処分場の埋立完了に備え、埋立容量283,400m³の北野阿原一般廃棄物最終処分場を建設し、平成7年9月から埋立てを開始し、平成24年6月に埋立てを完了しました。さらに、北野阿原一般廃棄物最終処分場の埋立て完了に備え、大杉一般廃棄物最終処分場を平成23年3月に建設し、平成24年1月から埋立てを開始しました。

☆令和3年度は13,905tの焼却残渣(重量換算、覆土は別)を最終処分しました。

■外部処理

市が収集する物のうち、廃乾電池、廃蛍光灯管、粗大系ごみの破碎不適収集品目、その他中間処理で選別される磁性金属類等については、外部処理施設(処理・再生業者)等にて適正に資源化等の処理がされています。

また、市の許可業者が収集する事業系一般廃棄物のうち、カン・ビン・ペットボトル、そのほか剪定枝などの資源ごみについても、外部の処理施設(再生業者)へ直接搬入され、再生利用されています。

実験動物死体は、市の許可業者が収集し自社処理(資源化)しています。

産褥汚物は令和元年度まで市の許可業者が収集し、市斎苑で火葬しました。

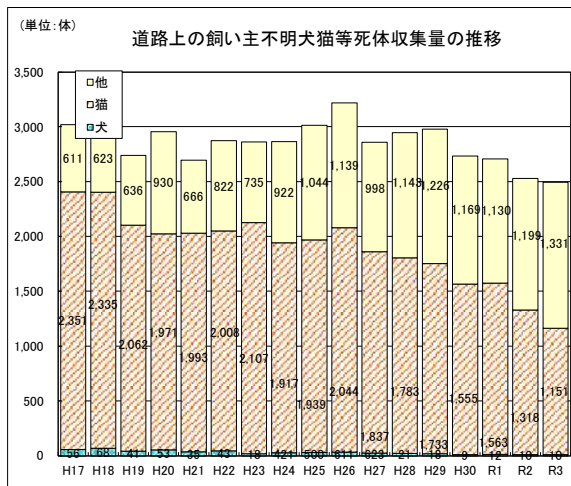
《その他》

■飼い主不明犬猫等死体収集・処理

道路上の飼い主不明犬猫等動物死体の収集・運搬は、専門の民間業者に委託しており、集められた死体は市斎苑(動物専用炉)にて火葬しています。平成13年10月より収集業務を365日に拡大したことで、届出に対してより迅速な対応ができるようになりました。

☆令和3年度は、2,492体を処理しま

した。



オ 指導・啓発

平成8年度から家庭系普通ごみの収集業務委託を開始するにあたって、収集業者の指導・監督及び、市民への啓発強化を目的とした指導係が環境事務所に設置されました。これにより、収集にかかる苦情対応や、ごみステーション管理にかかる自治会からの問い合わせや、ごみ出しルールの啓発活動がより迅速に行なえるようになり、しかも収集ノウハウのある職員が専門で対面啓発にあたることにより、状況に応じたきめ細かな対応が可能になりました。

■啓発シール「イエローカード」

平成10年2月から、ごみ出しのルールの徹底を強化するために、イエローカード制度を開始しました。

各地域のごみステーションに出された違反ごみには収集時にイエローカードを貼り、その場所に残します。後に担当者が直接現場に行き、違反内容の説明や正しい出し方の啓発をしています。

■冊子「岐阜市ごみ出しのルール」

家庭系ごみの排出ルールを中心に編集し、自治会を通じて自治会加入世帯に配布するほか、市役所窓口にて転入者等へも随

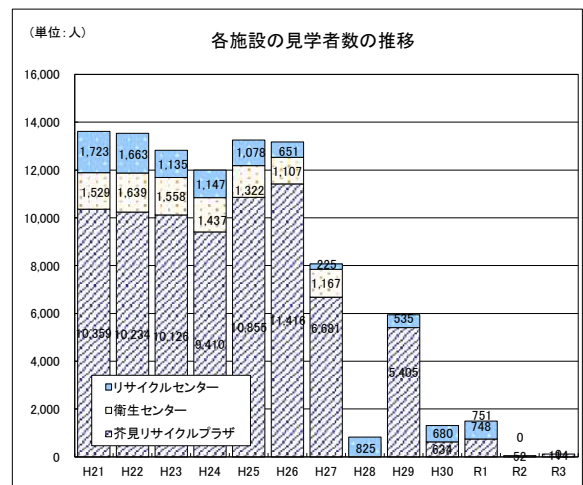
時配布しています。平成13年度からは粗大ごみの排出案内(特に家電リサイクル法対応)等を併せて掲載するために、それまでの1枚物チラシから冊子に変更しました。

☆自治会未加入者の多い集合住宅への啓発の強化と前年度実績を踏まえ、令和3年度は、約20万部を作成しました。

■中間処理施設等の見学会

東部クリーンセンター、岐阜市リサイクルセンターでは、ごみ処理の様子や各設備の働き等を見学(要予約)することができます。主に地域団体や学校などの活動で見学会を実施し、ごみ処理の仕組みやルールに対する理解を深めていただいています。

なお、岐阜羽島衛生センターは、平成28年3月のごみ焼却施設の稼働停止に伴い、見学受付は終了しました。



■芥見リサイクルプラザ

ごみの減量・資源化及び循環型社会の構築にむけた市民啓発の拠点とするため、平成10年4月に東部クリーンセンター内に開設されました。粗大ごみ・衣類等再使用品譲渡やリサイクル工芸室を使った各種講座、学習コーナーなどリサイクルの促進事業を継続的に行っています。平成30年からは学校に出向き、東部クリーンセン

ターの施設概要やごみの処理方法の説明を行っています。(施設案内 P 1 3 参照)

☆平成30年4月から、粗大ごみ処理施設復旧・解体工事のため休館しています。事業の一部は、大杉一般廃棄物最終処分場の環境学習棟で実施しています。

☆平成30年4月から、粗大ごみ処理施設復旧・解体・跡地整備工事のため休館しています。事業の一部は、大杉一般廃棄物最終処分場の環境学習棟で実施しています。

☆令和3年度は114人が訪れました。

■ごみ収集車両(パッカー車)のラッピング

市直営のパッカー車を新規購入する際、市内の小中学生からごみ減量・資源リサイクルをテーマに募集したポスターから選考した作品を架装部分に掲載しています。こうしたことでパッカー車をより身近に感じてもらい、ごみ出しルールの遵守をはじめ、ごみの減量・リサイクルの促進への関心を高めてもらうための工夫をしています。

また、ごみの出し方の変更時などの緊急周知にも活用しています。

カ 不法投棄対策

大量かつ悪質な廃棄物の不法投棄(廃棄物処理法第16条「投棄の禁止」)を未然に防止し、岐阜市の良好な環境を維持するため、平成11年4月に「岐阜市不法投棄監視モニター設置要綱」を施行し、「不法投棄監視モニター」と「不法投棄110番」を設置するとともに、環境事務所には不法投棄防止係を配置しました。これにより、通報に対してより迅速な対応ができるようになりました。

また、平成15年9月には、監視体制の強化を図り、「不法投棄監視システム」を導入しました。移動が容易な24時間監視カメラを常習箇所を設置することで投棄行為

の抑制や投棄者の特定のために活用しています。

■「不法投棄監視モニター」

当初は山林や河川の多い区域から地元自治会の推薦による住民1~2人、市全体で30人を2年任期で委嘱していましたが、平成13年4月からは市内全域を対象に、54人に増員しました。また、18年1月羽島郡柳津町との合併により、同年4月から2人増員し、現在は55人に委嘱しています。職務は、担当地域内の適時監視パトロールや市への不法投棄情報の提供のほか、不法投棄防止のための啓発活動及び毎年実施される研修会に地域の情報や住民の意見などを持ち寄っていただいています。

■「不法投棄110番」

広く市民から不法投棄の情報を得るため、平成11年4月環境事業部内に「不法投棄110番」を設置しました。

フリーダイヤル専用電話の他ファックスを備え、市民からの不法投棄情報をいち早く入手して、投棄場所・投棄物の内容等の情報から担当部局への連絡調整を行っています。

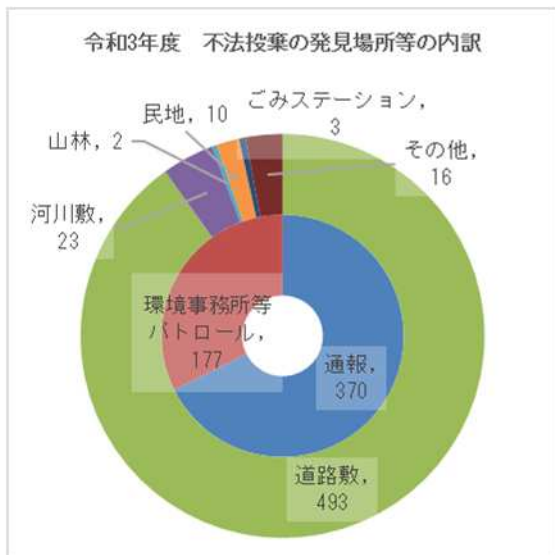
.....
 -不法投棄110番-
 Tel 0120-530817
 Fax 0120-530814

こうして得られた情報をもとに、必要に応じて市の関係部局及び警察、国や県の関係部局等と協議・連携をとりながら調査、回収、防止にあたっています。

また、平成13年6月に郵便局と、平成14年5月には森林組合と不法投棄の情報提供についての覚書を締結し、監視通報体制の一層の強化を図っています。

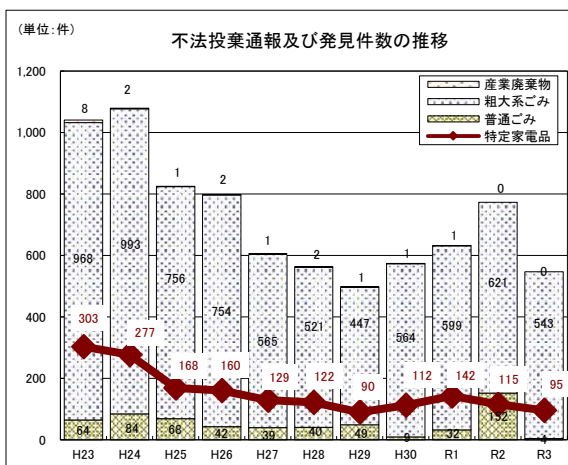
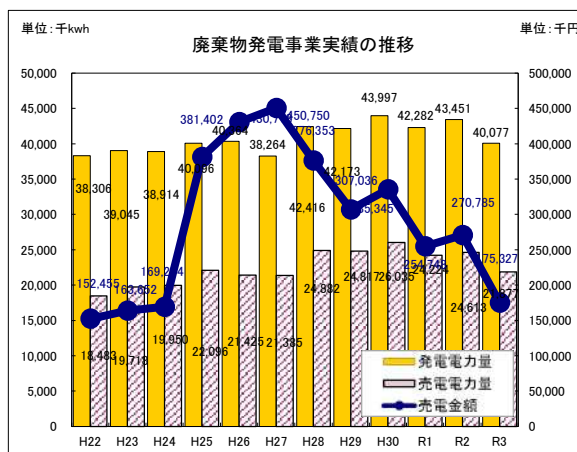
これらの不法投棄対策は、パトロールと通報に対する迅速な対応が基本となりま

すが、日々の地道な活動が徐々に市民の意識にも浸透し、抑止力となることで、年々、件数・量ともに減少する傾向にあります。



を利用した廃棄物発電事業を行っています。ここで発電した電力は、東部クリーンセンターと老洞環境事務所で使用し、余った電力は電力会社に売電しています。

☆令和3年度は40,077,500kWh発電し、うち21,877,450kWhを175,327,429円で売電しました。



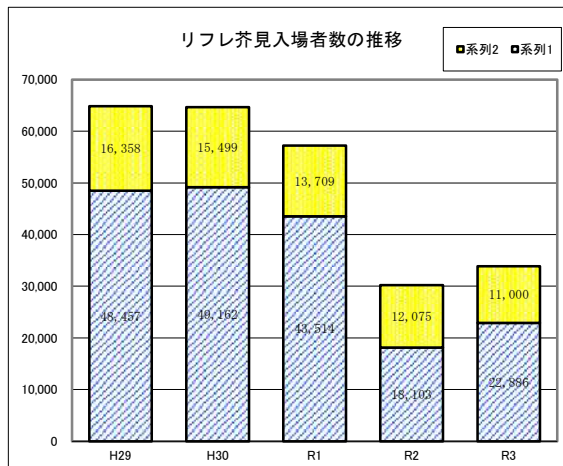
☆令和3年度は547件の通報・発見がありました。投棄者を特定できるとは限らず、その場合は投棄場所の管理者(廃棄物処理法第5条「清潔の保持」)や市がやむをえず処理することになります。将来に向けて、不法投棄を予防するための監視及び指導啓発体制も一層充実させる必要があります。

■リフレ芥見

平成19年3月、男女を問わず、幅広い年齢層が気軽にスポーツを楽しめるように、「心と体の健康増進」をテーマとして開設しました。

歩行浴プール、芝生広場があるほか、テニスやゲートボール、フットサルを楽しめる多目的ドームが利用できます。

なお、平成21年度から指定管理者制度及び利用料金制度を導入し、指定管理者が施設を管理運営しています。(P14参照)



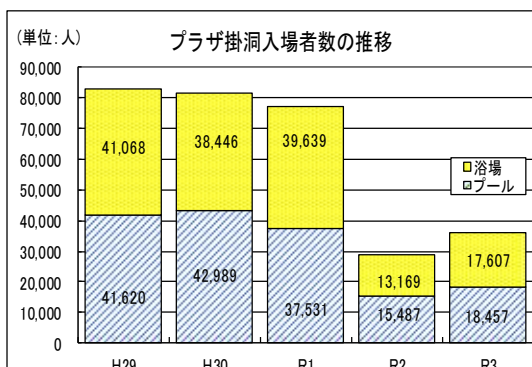
※令和2年以降、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、休館や人数制限などの対策を実施

■プラザ掛洞

平成7年に岐阜市掛洞プラントのごみ焼却余熱を利用した環境に優しい施設として開設し、市民の健康増進を図っています。

温水プール、浴場及び会議室を備えた施設で、各種教室やイベントを開催しており、地域の憩いの場として定着しています。

なお、平成18年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者が施設を管理運営しています。また、平成21年度からは利用料金制度を導入しています。(施設概要P15参照)



※令和2年以降、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、休館や人数制限などの対策を実施

■掛洞苑(フィールドアスレチック広場)

昭和55年4月に開苑した掛洞苑のフィールドアスレチック広場には、桜の木が250本ほど植樹され、岐阜市有数の桜の名所となっています。

また、昭和56年8月に掛洞プラントの余熱利用施設が開設されましたが、プラザ掛洞の新設にあたり平成8年4月に改装しリサイクルまんが館となりました。この施設も平成31年3月をもって閉館となり、まんが本の一部は、プラザ掛洞のまんがコーナーに移設しました。